

障害福祉サービス事業所等管理者 様

大津市福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス事業所等の介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について

平素は、本市の障害福祉施策の推進に多大な御協力をいただきありがとうございます。

さて、貴障害福祉サービス事業所等における「実績報告書」及び「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」につきましては、下記のとおり御提出をお願いします。

今年度は令和6年度の報酬改定に伴い内容や様式が大きく変更されています。注意事項をご熟読いただいたうえで書類の作成をお願いします。

記

提出書類	対象事業所	提出期限（必着）	提出方法
実績報告書	通所系（障害児は除く）・グループホーム（GH）・施設入所支援	令和6年4月30日（火）	電子データ（メール） ＋ 紙ベース（郵送）
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 （令和6年度4月、5月分）	基本報酬及び加算の変更がある事業所		令和6年5月15日（水）
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 （令和6年度6月分）			

【注意事項】

共通

- ・報酬・加算の有無等だけでなく、報酬・加算の区分を変更する場合も、届出が必要です。
- ・変更がない場合や身体拘束廃止未実施減算等の減算が「該当なし」のみの場合、届出不要です。
- ・前年度の実績により算定される報酬等については、上記期限までに提出いただければ、令和6年4月に適用することとします。
- ・処遇改善計画書（4月15日締切）を順次提出いただいておりますが、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書も4月30日までに提出してください。
- ・処遇改善について、令和6年6月以降の新加算分の届出書の締切は5月15日となっておりますが、できるかぎり今回の提出に合わせて4月30日までに提出してください。
- ・なお、令和6年6月以降で変更がある場合、再度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出をお願いします。

#### 通所系サービス

- ・就労継続支援B型における「サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）」と「サービス費（Ⅲ）（Ⅳ）」の選択は各年度の4月に行うことを基本とし、**年度途中での変更はできません。**
- ・令和6年度の報酬改定に伴い、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給できます。（生活介護のみ）
- ・生活介護の平均利用者数の算定については、3月分の実績に応じて算出します。

#### グループホーム(GH)

- ・実績報告について、併設型又は空床型の短期入所を同一住居で運営している事業所は、短期入所分の実績報告も必要です。
- ・令和6年度の報酬改定に伴い、基本報酬の体系が変更となりました。6：1（日中支援型は5：1）以上の人員を加配する場合は、体制等に関する届出書の提出が必要です。

#### 訪問系サービス

- ・4月2日に特定事業所加算の案内をお送りしております。前年度から内容が変更となった場合は、体制等に関する届出書の提出が必要です。

#### 相談系サービス

- ・相談支援機能強化型体制に係る様式及び要件が一部変更となりました。区分等に変更が生じた場合は、機能強化型サービス費に関する届出書の提出が必要となります。

#### 障害児通所支援

- ・前年度の実績報告はありません。
- ・児童指導員等加配加算について、配置形態や経験年数に応じて評価を行うことになったため、現在「その他の従業員」以外で加算を算定している事業所は、体制等に関する届出書の提出が必ず必要になります。

#### その他

- ・「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の様式については、メールで送付するとともに、本市のホームページにも掲載しますので、必ずその様式を使用してください。メールのダウンロード期限が過ぎた場合は、下記のホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/kenko/shogai/jigyosha/61628.html>

- ・今回提出いただく介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書に対する「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の受理について（通知）」は送付しませんので御留意ください。

大津市福祉部障害福祉課

事業所指定係

Tel : 077-528-2696

E-mail : [otsu1408@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1408@city.otsu.lg.jp)